

# 为外国人编写的 劳动规则手册

中国語



三 重 县

## はじめに

### 日本で働くために ～労働者を取りまく日本の法律～

日本では、働こうとする人を、国籍、信条などによって、差別することは労働に関する法律で禁じられています。外国人労働者も、日本人の労働者と同じ法律上の権利を与えられていますが、あなた自身も、労働に関する法律や働くうえで知っておくべき制度を理解することが大切です。

○労働契約、賃金、労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇など、労働条件の最低基準が法律で決められ、この法律の基準を下回る労働契約は認められません。

○国籍、信条、社会的身分を理由として、賃金や労働時間などの労働条件について差別的な取扱いをしてはならないと規定されています。

○その他、仕事に怪我した場合や働きながらの育児や介護等に関する規定もあります。

皆さんの日本での暮らし、就労がより安全で安心なものとなるよう、このハンドブックでは、知っておきたい働くための基本的なルールなどを紹介するとともに、もし何か、働くうえで困ったことや不安なことが起こった時に利用したり、相談できる機関の情報をまとめました。

今後の暮らしの参考として活用いただけることを願っています。



## 【 前 言 】

### 为在日本工作 ~和劳动者相关的日本法律~

日本的劳动法禁止因国籍、信仰等的不同而区别对希望在日本工作的人。虽然在法律上赋予了外国人劳动者和日本人劳动者同样的权利，但是对劳动者本人来说，学习、理解和劳动有关的法律及在工作上应当知晓的制度也是非常重要的。

- 劳动合同、工资、劳动时间、休息、休息日及年度带薪休假等最基本的劳动条件都由法律规定，没有达到本法律基准的劳动合同是不被承认的。
- 根据法律规定，不得以国籍、信仰、社会身份为理由，对工资、劳动时间等劳动条件进行区别对待。
- 另外，还对在劳动中发生工伤、边工作边抚育孩子及护理等情况作了规定。

为了各位在日本的生活、工作能够更安全、更安心，  
本手册在介绍了一些需要知道的和劳动有关的基本规则等的同时，还收集了万一在工作上出现了困难和感觉不安时可以帮助解决问题及可以进行咨询的机关信息。

希望大家在今后能够将它作为生活的参考而使用。



# 目次

## はじめに

にほん はたら 日本で働くために	ろうどうしゃ ～労働者をとりまく	にほん ほりつ 日本の法律～	1
---------------------	---------------------	-------------------	---

## Part 1 【仕事探し・就職のために 知っておきたいこと】

しよくぎょうそうだん しよくぎょうしょうかい う 職業相談・職業紹介を受けるには	7
はたら やくそくこと ろうどうけいやく 働くときの約束事 労働契約	11
かいしゃ しゅうぎょうきそく 会社のルール 就業規則	15
はたら かた ちが ろうどう はけんろうどう 働き方の違い [パートタイム労働・派遣労働]	17



### 詳しく聞きたい場合は

しよくぎょうそうだん しよくぎょうしょうかい  
職業相談・職業紹介 (ハローワーク P51～)

ろうどうけいやく ほか  
労働契約 他 (労働基準監督署 P65 ～)

## Part 2 【安心して働くために 知っておきたいこと】

ろうどうじょうけん 労働条件について	23
ちんざん ろうどうじかん きゅうじつ ねんじゆうきゅうきゅうか じかんがいろうどう きゅうじつろうどう しんやろうどう 賃金・労働時間・休日・年次有給休暇・時間外労働・休日労働・深夜労働	
しゃかいほけんせいど 社会保険制度について	33
しゃかいほけん けんこうほけん こうせいねんきんほけん ろうどうほけん ろうさいほけん こようほけん 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) ・労働保険 (労災保険・雇用保険)	
かいこ たいしよく やどいど 解雇・退職・雇止めについて	45



### 詳しく聞きたい場合は

ろうどうじょうけん  
労働条件 (労働基準監督署 P65～)

かいこ たいしよく やどいど  
解雇・退職・雇止め (労働基準監督署 P65～)

# 目 录

## 【 前 言 】

- 为在日本工作 ~和劳动者相关的日本法律~ ..... 2

## 第 1 部 【为找工作、就职 有必要知道的事项】

- 接受职业咨询·职业介绍 ..... 8
- 工作时的约定事项 劳动合同 ..... 12
- 公司的规则 就业规则 ..... 16
- 劳动方式的不同〔临时工劳动·派遣劳动〕 ..... 18



☆想知道详细情况的话，请参考：

职业咨询·职业介绍（公共职业安定所 P52~）  
劳动合同 其他 （劳动基准监督署 P66~）

## 第 2 部 【为放心工作 有必要知道的事项】

- 有关劳动条件 ..... 24  
工资·劳动时间·休息日·年度带薪休假·时间外劳动·休息日劳动·深夜劳动
- 有关社会保险制度 ..... 34  
社会保险(健康保险?厚生年金保险) 劳动保险(劳灾保险?雇用保险)
- 有关解雇、退職及不续签合同 ..... 46



☆想知道详细情况的话，请参考

劳动条件（劳动基准监督署 P66~）  
解雇·退職·不续签合同（劳动基准监督署 P66~）

## Part 3 はたら ひと りよう そうだん きかん【働く人たちが利用・相談できる機関】

しごと さが  
**仕事を探したい！** ..... 51

・ハローワーク こうきやうしよくぎやうあんていしよ（公共職業安定所） ・名古屋外国人雇用サービスセンター なごやがいこくじんこやう

・三重県求職者総合支援センター みえけんきゆうしよくしやそうごうしえん（四日市・鈴鹿） よっかいち すずか

しよくぎやうくんれん  
 ≪職業訓練について≫

ざいりゆうしかく くわ し  
**在留資格を詳しく知りたい！** ..... 59

・外国人在留総合インフォメーションセンター がいこくじんざいりゆうそうごう

にほんご まな  
**日本語を学びたい！** ..... 59

・日本語教室 にほんごきやうしつ

しよくば そうだん  
**職場のトラブルを相談したい！** ..... 61

・三重県労働・生活相談室 みえけん ろうどう せいいかつそうだんしつ（三重県労働委員会） みえけん ろうどう いいんかい

・三重県労働局 みえけん ろうどうきよく 総合労働相談コーナー そうごうろうどうそうだん

ろうどうじやうけん くわ し  
**労働条件などを詳しく知りたい！** ..... 65

・労働基準監督署 ろうどうきじゆんかんたくしよ

にちじやうせいいかつ こま そうだん  
**日常生活の困りごとを相談したい！** ..... 67

・三重県国際交流財団 みえけんこくさいこうりゆうざいだん

た そうだんきかん し がいこくこ たいおうまどぐち ほか  
**その他の相談機関（市の外国語対応窓口 他）** ..... 69

### 第3部 【劳动者可以利用、咨询的机关】

○ 想找工作！	52
· 职业介绍所Hello-work（公共职业安定所）	· 名古屋外国人雇用服务中心
· 三重县求职者综合支援中心(四日市·铃鹿)	
《关于职业训练》	
○ 想详细了解在留资格！	60
· 外国人在留综合信息中心	
○ 想学日语！	60
· 日语教室	
○ 想工作场所的纠纷进行咨询！	62
· 三重县劳动·生活咨询室（三重县劳动委员会）	
· 三重劳动局 综合咨询处	
○ 想对劳动条件等进行详细了解！	66
· 劳动基准监督署	
○ 想对日常生活中遇到的困难进行咨询！	68
· 三重县国际交流财团	
其他的咨询机关（市的外国语对应窗口 其他）	70

# Part 1 しごと さが きゅうしょく 【仕事探し・求職のために し 知っておきたいこと】

## ● しよくぎようそうだん しよくぎようしょうがい う 職業相談・職業紹介を受けるには

### ① こうぎようしよくぎようあんていしょ い ハローワーク（公共職業安定所）に行く

- ・「ハローワーク」は、しよくぎようそうだん しよくぎようしょうがい わりよう おこな職業相談や職業紹介を無料で、コンピュータによるオンラインシステムでむす ぜんこく きゅうじん み結ばれ、全国の求人データを見ることもできるような国くにが設置している公的機関です。
- ・三重県内には9つのハローワークが設置されており、このうち、7つのハローワークには外国語通訳が配置されています。【※詳しくは 51頁】
- ・必ず行く前に電話で確認してください。

### ② きゅうしょくとうろく 求職登録する

- ・「求職申込書」に記入し、求職登録をします。
- 【※パスポートと外国人登録証明書が必要です！】

### ③ しよくぎようそうだん きょういくくねれんそうだん しよくぎようしょうがい 職業相談・教育訓練相談・職業紹介

- ・あなたの希望職種や労働条件について、相談します。（求人情報等は閲覧・検索が自由）
- ・就労に必要な技能、技術を身につけるための教育訓練の相談も受けられます。
- ・よく相談したうえで職業紹介を受けましょう。



# 第 1 部

【为找工作、就职 有必要知道的事项】

## ●接受职业咨询 · 职业介绍

### ①去职业介绍所Hello-work（公共职业安定所）

- 「职业介绍所Hello-work」是由国家设置的免费提供职业咨询或者职业介绍的公共机关，进入计算机在线系统后，就可以查看到全国的招聘信息。
- 三重县内设置有 9 处职业介绍所，其中 7 处安排有外语翻译。  
【※详细情况请参阅 5 0 页】
- 去之前请一定打电话确认。

### ②求职登记

- 填写「求职申请书」，进行求职登记。  
【※必须要有护照和外国人登录证明书！】

### ③职业咨询 · 教育训练咨询 · 职业介绍

- 就您所希望的职种和劳动条件进行咨询。（可以自由地阅览 · 检索招聘求人信息等）
- 也接受为了掌握就业时必要的技能、技术的教育培训咨询。
- 在充分咨询后，接受职业介绍吧。

#### ④ 面接準備・面接

- ・就職するには、会社からの面接等を受けます。  
求人情報等を十分確認し、働きたい会社が決まったら、「履歴書の記入」など、面接を受けるための準備をします。面接には会社から指定された日時の指定された場所を訪問します。

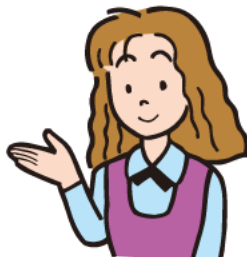
【※パスポートと外国人登録証明書が必要です】

#### ⑤ 面接・採用へ

- 「不採用」の場合は、再度、③職業相談・教育訓練相談・職業紹介を受けます。

- ◎日本で就労するには、就労が可能な在留資格を持ち、就きたい仕事の内容が、その在留資格で認められた活動であることが必要です。  
自分の在留資格で認められた活動の範囲外で、賃金などを得る場合は、入国管理官署での許可を得なくてはなりません。 《参考：59頁》

【参考資料：財団法人 自治体国際化協会「多言語生活情報」より】



#### ④面试的准备及面试

· 就职要接受公司的面试等。

要充分确认招聘信息，如果决定了想去工作的公司的话，要填写好「履历表」等，准备面试。请按照公司所指定的日期、时间到指定的地方接受面试。

【※必须要有护照和外国人登录证明书】

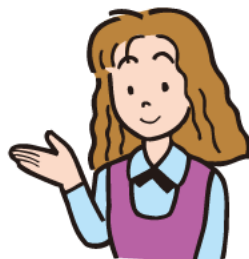
#### ⑤面试・採用

「不被录用」的时候,请再次进行③职业咨询・教育训练咨询・职业介绍。

◎在日本工作的话，要有能够工作的在留资格，所要从事的工作内容必须要在其在留资格所认定的活动范围内。

如果要在自己的在留资格所认定的活动范围以外从事能得到工资等的活动时，必须要得到入国管理官署的许可。 <参考：60页>

【参考资料：摘自财团法人 自治体国际化协会「多言语生活情报」】



● はたら 働くときの約束事 やくそくごと 労働契約 ろうどうけいやく

しゅうしょくさき き  
就職先が決まれば、「いよいよ」です！！

しかし！ はたら 働こうとするときに まず し 知っておきたい大切なポイントがあり  
ます。

しゅうしょく 『就職』とは、あなたが はたら 働く かいしゃ 会社と あいだ あなたとの 間はたら “働く” こと  
のいろいろな じょうけん 条件（ろうどうじょうけん 労働条件）を やくそく と き 約束して取り決めることからはじまり、このことを  
ろうどうけいやく よ 『労働契約』と呼びます。

ろうどうけいやく 労働契約では、 けいやくきかん 契約期間、 しごと 仕事の ばしょ 場所、 ろうどうじかん 労働時間、 きゅうりょう 給料などの ろうどうじょうけん 労働条件に  
ついて、 かいしゃ 会社の せつめい 説明をよく聞き、 わからぬこと が あれば 質問して、 きちん しつもん  
と かくにん 確認しておきましょう。

また、トラブルを みぜん 未然に ふうご 防ぐためにも かなら 必ず しょめん 書面で 取り交わすことが たいせつ  
です！

いっぽう 一方、 かいしゃ 会社は、これから 雇い入れようとする者に対して、 ろうどうじょうけん 労働条件を 明  
らかにして 伝えなくては いけないと 法律で 義務として 定められています。

とく 特に じゅうよう 重要な じこう 事項は、（ろうどうしゃ 労働者に対して） しょめん 書面を わた 渡して、 明らかに しなければ  
いけないということも あわせて 定められています。

にゅうしゃご 入社後でも ちんぎん 賃金（きゅうりょう 給料）等 ろうどうじょうけん 労働条件を へんこう 変更する際には かいしゃ 会社（し  
ようしゃ 用者）と ろうどうしゃ 労働者は できる限り しょめん 書面でお互い かくにん 確認することが 決められています。

## ●工作时的约定事项 劳动合同

一旦决定了就职单位，那就「快要上班」了！！

但是！在上班之前，必须首先要了解几点很重要的事项。

所谓『就职』，是从您同将要去劳动的公司之间就“劳动”的各种条件（劳动条件）进行协商、决定开始的，这被称为『劳动合同』。

在签订劳动合同时，应该就合同期限、工作场所、劳动时间及工资等劳动条件认真听取公司的说明，如果有不明白之处要进行询问，认真进行确认。

而且，重要的是，为了防患于未然，请一定要以书面的形式缔结合同！

另一方面，法律规定公司必须对将要雇用的工作人员就劳动条件进行明确地说明；特别重要的事项必须以书面的形式明确的交付给劳动者。

而且，还规定，即便是在进入公司以后，在工资(薪水)等劳动条件发生变更时，公司（用人者）与劳动者也要尽可能的以书面形式进行互相间的确认。

# チェックポイント



ろうどう じょうけん かなら かくにん こうもく  
労働条件で必ず確認しておきたい項目

- ①いつからいつまで働くのか？  
はたら
- ②どこで働くことになるのか？  
はたら
- ③どんな仕事内容か？何時から何時まで働くのか？  
しごと ないよう いつ いつ
- ④賃金額はいくらか？《月給or日給or時給》  
きゅうげい じかん いつ いつ きゅうじつ など  
休憩時間は何時から何時までか？休日はどうか？等
- ⑤退職についてはどんな決まりになっているのか？  
ちんざん がく げつきゅう につきゅう じきゅう
- いつ、どういう方法で支払ってもらえるのか？  
ほうほう し はら
- ⑥解雇される場合はどんな決まりになっているのか？  
たいしよく き
- ⑥解雇される場合はどんな決まりになっているのか？  
かいこ ばあい き





## 【确认重点】

在劳动条件方面有必要加以确认的项目

①工作从什么时候开始到什么时候为止？

②在什么地方工作？

③工作内容是什么？工作从几点开始到几点结束？

休息时间是从几点开始到几点为止？休息日是如何规定的？

等

④工资额为多少？《是月薪、日薪、还是时薪？》

在什么时间、以什么样的方法支付？

⑤对于退职，有什么规定？

⑥在被解雇时，有什么规定？



## ● 会社のルール 就業規則

「就業規則」とは労働時間や賃金等の基本的な労働条件や、その他の職場での決まりなどを、会社が文書で定めたものです。いわば、その会社における働くことのルールブックです。

就業規則は常時10人以上の労働者（パート、アルバイト含む）がいる事業所では、会社（本社）単位でなく、事業所ごとに作成することが義務づけられています。

就業規則の作成にあたっては、会社側は労働者の代表の意見も十分聞くことが求められています。

### チェックポイント



#### 就業規則は会社のみなが守るもの

- 作成された就業規則は会社内に広く周知するよう労働者への配布や、事業所内の見やすいところへの備え付けなくてはならないと法律で定められています。
- 就業規則は、会社のすべての方に周知されるべきものであり、その会社に働く人であれば誰でも知る権利があります。

細かい労働条件等はこの「就業規則」で決められていますので、自分の会社の就業規則がどのような内容になっているかは、ぜひ知っておく必要があります。





## ●公司的规则 就业规则

所谓「就业规则」，是指公司以书面形式规定劳动时间、工资等基本劳动条件，及其他的工作场所规定的文书材料，可以说是在该公司劳动的制度手册。

凡是平常有10人以上劳动者（包括临时工、打工）工作的事业所，都有义务以事业所为单位，而不是以公司（总公司）为单位作成就业规则。

在作成就业规则的过程中，要求公司方面要充分听取劳动者代表的意见。

### 【确认重点】



就业规则是公司全体人员都要遵守的规定

- 法律规定，作成的就业规则必须通过分发给工作人员，或者张贴在事业所内容易看到的地方等形式，使公司员工对该规则广泛了解。
- 就业规则，应该让公司的所有的员工都知道；凡是在该公司工作的员工，不论是谁都有知晓该规则内容的权利。

因为「就业规则」中写有很详细的劳动条件等，所以请一定先了解一下自己公司的就业规则都有些什么内容。



## ● はたら かと ちが 動き方の違い

### パートタイム労働

パートタイム労働者には、様々な定義がありますが、法律では、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者のことをいいます。

パートタイムで働く人は増えていますが、働くルール（法律）を十分理解していないことから、労働条件などでトラブルになることも少なくありません。

#### \* いつ解雇されても仕方ないと思いませんか？

パートタイム労働者だからという理由だけで事業主は自由に解雇できる訳ではありません。

雇用期間の定めがある場合とない場合で異なりますので、まずは自分の労働条件を知ることからはじめましょう。

#### \* 自分の労働条件を知っていますか？

法律では、会社はパートタイム労働者の方を含めて、全ての労働者に対して、雇い入れるとき時、労働条件を明らかにした書面を交付するか、就業規則等で労働条件を明らかにすることが義務づけられています。

#### \* その他、こんな制度があります。

◎ 労災保険（詳しい要件は労働基準監督署 [65頁] で確認すること）

\* 仕事上のケガや病気、通勤途上での災害の治療費や休業補償を受けられる。

◎ 雇用保険（詳しい要件はハローワーク [51頁] で確認すること）

\* 1週間の所定労働時間が20h以上であり、6か月以上の雇用見込みがある場合

\* 雇止めで離職した場合、離職日以前1年間に通算6か月以上加入していたとき 等

◎ 健康保険・厚生年金保険

\* 労働時間が通常の労働者の4分の3以上であること 等

## ● 劳动方式的不同

### 临时工劳动

对于临时工劳动者，有各种各样的定义，在法律上，是指和同一单位雇用的通常的劳动者相比，每周的劳动时间比较短的劳动者。

以临时工劳动者呈增长趋势，但是因为对工作规则（法律）并没有充分了解，所以，因劳动条件等发生的纠纷并不为少见。

#### \* 您是否认为不论什么时候被解雇都没办法？

经营者不能以他们是临时工劳动者这个理由而随意解雇。

规定雇用期间和没有规定雇用期间是不一样的，所以首先要知道自己的劳动条件吧。

#### \* 您知道自己的劳动条件吗？

法律规定，公司有义务对包括临时工劳动者在内的所有劳动者，在录用时必须提供明确地写明劳动条件的书面材料，或者在就业规则等中明确写明劳动条件。

#### \* 另外，还有以下制度：

◎ 劳灾保险（详细内容请通过劳动基准监督署 [第66页] 进行确认。）

· 可以申请在工作中受伤、生病、上下班途中的遭遇灾害的治疗费、停业补偿等。

◎ 雇用保险（详细内容请通过职业介绍所 [第52页] 进行确认。）

\* 每周工作时间在20小时以上，雇用期间可能在6个月以上者；

\* 因不再续约而离职时，离职日前的1年内合计加入6个月以上 等。

◎ 健康保险 · 厚生年金保险

\* 劳动时间为通常的劳动者的4分之3以上等。

## 派遣労働

派遣労働とは、法律では、派遣会社（派遣元）と雇用関係にある労働者が、べつ別の会社（派遣先）に派遣され、派遣先会社の仕事の命令（指揮命令※）を受けて働くことをいいます。派遣元と派遣先の間では、労働者派遣契約が結ばれることとなります。

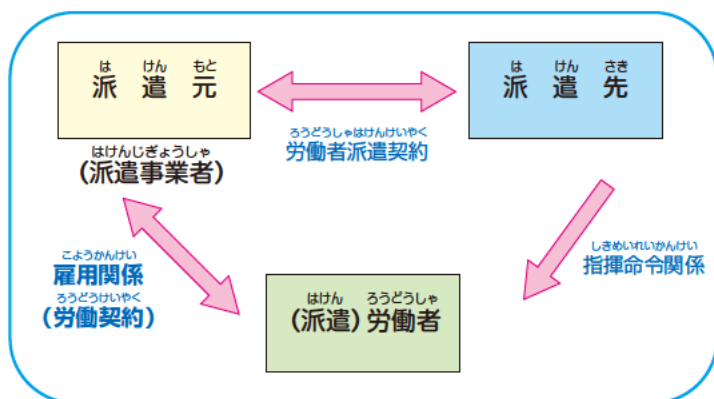
派遣労働で働く人は、最近増えていますが、様々なトラブルも生じています。

派遣労働でも必ず、事前に就業条件をきちんと自分で確認するようにしてください。

※指揮命令…始業、終業時間の指示。仕事の進み具合の管理などをすること

派遣元（派遣会社）の事業主は、労働者を派遣するときには、労働条件を書面により提示しなければならないとも規定されています。

### 労働者派遣のながれ



## 派遣劳动

派遣劳动，在法律上是指与派遣公司有雇用关系的劳动者被派往别的公司，接受被派往公司的工作命令（指挥命令※）进行工作。在派遣公司与被派往公司之间缔结劳动者派遣合同。

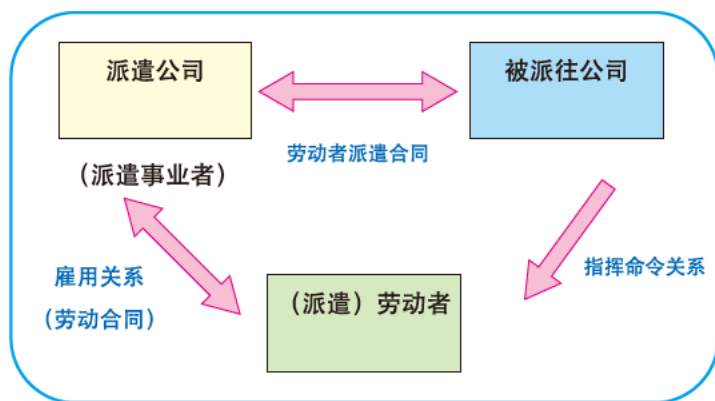
以派遣劳动形式工作的人员最近呈增长趋势，并发生了各种各样的纠纷。

即便是派遣劳动，自己也必须事前对就业条件进行充分的确认。

※指挥命令...指示开始工作、结束工作的时间；对工作进展情况进行管理等。

法律规定，派遣公司的经营者在派遣劳动者时，必须以书面的形式明示劳动条件。

### 派遣劳动者的流程



# チェックポイント



## 派遣労働のスタイル（常用型と登録型）

### 常用型 【特定労働者派遣事業】

労働者が派遣元に、正社員等のように期間の定めのない契約で雇用されたうえで派遣先にて働くパターン

### 登録型 【一般労働者派遣事業】

労働者が派遣元に対して、氏名や自分が働ける分野や職種等をあらかじめ登録しておき、登録内容に合致する派遣先が決まった時点で、その派遣業務の期間だけを雇用契約期間として、派遣元に雇用されたうえで、派遣先にて働くパターン。

登録時点では雇用関係にはなく、派遣先が決まった段階で労働契約締結となります。

近年、この登録型の派遣労働者が増加しています。

派遣労働も、書面で雇用契約書を取り交わすことが大切です！





## 【确认重点】

### 派遣劳动的类型（常用型和登记型）

#### 常用型 [特定劳动者派遣事业]

劳动者在派遣公司像正式员工等一样以没有规定期限的合同进行雇用后，派遣到别的公司进行工作的类型。

#### 登记型 [一般劳动者派遣事业]

劳动者在派遣公司处事先登记好自己的姓名和自己能工作的就职领域及职业种类等，当出现与登记内容相符合的公司时，以其派遣业务的期间作为雇用合同的期间，在被派往公司雇用后被派往所去的公司进行工作的类型。

登记的时候还不是雇用关系，在决定了所被派往的公司时才缔结劳动合同。

近年来，这样的登记型的派遣劳动者正在增加。

即便是派遣劳动，取得书面形式的雇用合同书也是很重要的！



# Part 2

あんしん はたら  
【安心して働くために 知っておきたいこと】

ろうどうじょうけん

## ●労働条件について

ちんげん ぎん  
賃 金

ちんげん きほんきゅう てあて しょうよ はたら たいか しはら  
賃金とは、基本給・手当・賞与など、「働いたことの対価として支払われるすべてのもの」をいいます。

まいつき き しはら ちんげん  
【毎月決まって支払われる賃金】

しよていない きほんきゅう しよてあて しよていない じかんがいきんむてあて きゅうじつきんむてあて  
◎所定内・基本給、諸手当 ◎所定外・時間外勤務手当、休日勤務手当 など

とくべつ しきゅう ちんげん しょうよ たいしよてあて とう  
【特別に支給される賃金】 賞与（ボーナス）、退職手当 等

- ・会社で働いたことの対価として「賃金」は必ず支払われるべきものですが、賃金の値上げや通勤手当や住宅手当、ボーナスの支給などは法律では定められていません。これらは、「就業規則」として、会社ごとに会社側と労働者側が話し合っ<sup>て</sup>決められることとなっています。
- ・なお、賃金の支給に関して、会社<sup>が</sup>守るべき規定が法律で決められています。

## チェックポイント



かいしゃ まち きてい ちんげん しはら げんそく  
会社が守るべき規定（賃金支払いの5原則）

- ①通貨払いの原則（必ず現金で）
- ②直接払いの原則（必ず本人に）
- ③全額支払いの原則（必ず全額を）
- ④毎月払いの原則（必ず毎月1回以上）
- ⑤一定期日払いの原則（必ず一定の期日）



## ●有关劳动条件

### 工 资

所谓工资，是指作为「劳动的对价支付给劳动者的（报酬）」，包括基本工资、津贴、奖金等。

#### 【每月固定支付的工资】

◎规定内的··基本工资、各种津贴

◎规定外的··时间外上班津贴、休息日上班津贴 等

#### 【特别支付的工资】 奖金、退職津贴 等

- 作为在公司劳动的对价，必须支付给劳动者工资，但在增加工资、上班津贴、住宅津贴、支付奖金等方面，法律没有做出规定。这些内容，作为「就业规则」，由每个公司通过和劳动者协商后决定。
- 另外，在工资的支付方面，在法律上有公司应该遵守的规定。

### 【确认重点】



#### 公司应该遵守的规定（支付工资的5项原则）

- ①通货支付原则（必须用现金的形式）
- ②直接支付原则（必须对本人）
- ③全额支付原则（必须全额支付）
- ④每月支付原则（必须每月1次以上）
- ⑤在规定日期支付原则（必须有规定的日期）

## 労働時間

労働時間とは、仕事のはじまり（始業）から終わり（終業）までの時間をいいます。

法律（労働基準法）で、この時間から休み時間（休憩時間）を除いた時間は、原則、1週間で40時間、一日あたりでは8時間と定められています。

（※特例により、一週間で44時間が認められている業種もあります）

### チェックポイント



#### 休憩時間のルール

法律（労働基準法）では、次の時間が一斉に与えなければなりません。

1日の労働時間が6時間を超えて8時間以内の場合（1日あたり）：45分以上

1日の労働時間が8時間を超える場合（1日あたり）1時間以上

## 休日

法律では1週間に1日（以上）、休日（法定休日）とすることが義務づけられています。

ただし、何曜日を休日にするかはそれぞれの会社で自由に決められることになっています。

## 劳动时间

所谓劳动时间，是指从工作开始至工作结束为止的时间。

根据法律（劳动基准法）规定，从这个时间中减去休息时间后的时间，原则上每周40小时，平均每天8小时。

（※作为特殊情况，也有每周允许工作44小时的职种。）

### 【确认重点】



### 休息时间的规定

根据法律（劳动基准法）规定，必须同时给与以下的休息时间：

1天的劳动时间超过6小时，又在8小时以内时（平均1天）：45分钟以上

1天的劳动时间超过8小时（平均1天）：1小时以上

## 休息日

法律规定，必须在每个星期中要有1天（以上）作为休息日（法定休息日）。

但是，各公司可以自由决定星期几作为休息日。

## 年次有給休暇

年次有給休暇とは、休日（1週間に1日以上）とは別に、労働者に与えなければならないと法律で定められている休暇のことをいいます。

年次有給休暇は、基本的には個人の希望する日に取ることができます。

### チェックポイント



#### 年次有給休暇日数のルール

法律（労働基準法）では、最初に雇用されてから6か月以上働き続け、その働いた日数がすべての労働日数の8割以上を満たせば、年次有給休暇を1年で10日取得することができます。

さらにその後も働き続け、勤続年数が増え、かつ所定労働日数の8割以上の出勤を満たせば

表1 の日数が年間の休暇として保障されています。

表1 一般の労働者の年次有給休暇日数

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
年次有給休暇 日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

年次有給休暇は、労働者に認められた大切な権利ですが、休みを取るときには、職場の上司などに事前に申し出を行い、許可をもらってから取得することが社会の常識です。

## 年度带薪休假

在法律上规定的、除了休息日（1星期1天以上）以外还必须另外给与劳动者的休假称为年度带薪休假。

原则上，年度带薪休假可以根据个人的要求在自己希望的日期请假。

### 【确认重点】



### 年度带薪休假天数的规定

在法律（劳动基准法）上，从被雇用开始连续工作6个月以上，并且所工作的天数占到所应该工作天数的80% 以上的话，在一年中就可以取得年度带薪休假10天。

以后继续工作的话，随着连续工作年限的增加，且出勤日在所规定劳动天数的80%

以上的话，可按 **表1** 规定的天数取得年度带薪休假。

**表1** 一般劳动者的年度带薪休假天数

连续出勤期间	6个月	1年 6个月	2年 6个月	3年 6个月	4年 6个月	5年 6个月	6年 6个月
年度带薪休假 天数	10天	11天	12天	14天	16天	18天	20天

虽然年度带薪休假被认为是劳动者的重要权利。但是作为社会常识，在请假时还是应当在事前向工作单位的上司等提出申请，在得到同意后再请进行休假。

【パートタイム労働者も、条件を満たしていれば、  
ひょう表2 ねんじゆうきゆうきゆうかの年次有給休暇が認められています】

ひょう表2 ろうどうしゃパートタイム労働者（しゆう週30時間未満）の年次有給休暇日数

しゆうしよてい 週所定 ろうどうにつずく 労働日数	ねんかんしよてい 年間所定 ろうどうにつずく 労働日数	まんぞくじかん 勤続期間ごとの年次有給休暇							
		6か月 げつ	1年 ねん 6か月 げつ	2年 ねん 6か月 げつ	3年 ねん 6か月 げつ	4年 ねん 6か月 げつ	5年 ねん 6か月 げつ	6年 ねん 6か月以上 げつじゆう	
4か か	169～216日 にち	7か か	8か か	9か か	10か か	12日 にち	13日 にち	15日 にち	
3か か	121～168日 にち	5か か	6か か	6か か	8か か	9か か	10か か	11日 にち	
2か か	73～120日 にち	3か か	4か か	4か か	5か か	6か か	6か か	7か か	
1にち にち	48～72日 にち	1にち にち	2か か	2か か	2か か	3か か	3か か	3か か	

※ 1週間の所定労働時間が30時間以上又は所定労働日数が5日（年間217日）以上のパートタイム労働者は、ひょう表1 にっすつの日数が適用されます。



【即便是临时工劳动者，如果满足一定条件的话，也有权利按照

**表2** 规定的天数取得年度带薪休假】

**表2** 临时工劳动者（每周工作时间不满30小时）的年度带薪休假天数

规定每周劳动天数	规定年度劳动天数	连续出勤期间的年度带薪休假						
		6个月	1年 6个月	2年 6个月	3年 6个月	4年 6个月	5年 6个月	6年 6个月
4天	169~216天	7天	8天	9天	10天	12天	13天	15天
3天	121~168天	5天	6天	6天	8天	9天	10天	11天
2天	73~120天	3天	4天	4天	5天	6天	6天	7天
1天	48~72天	1天	2天	2天	2天	3天	3天	3天

※每周所规定的劳动时间在30小时以上，或者所规定劳动天数为5天（年间217天）以上的临时工劳动者适用于 **表1** 规定的天数。



## 時間外労働・休日労働・深夜労働

### 時間外労働（残業）とは

法定労働時間（1週：40時間、1日：8時間）を超えて働くことで、賃金が割増しして支払われることとなります。

### 休日労働とは

休日に働くことで、賃金が割増しされます。

### 深夜労働とは

午後10時～午前5時までの間に働くことで、時間外勤務と同様、賃金が割増しされます。

## チェックポイント



### 残業や休日出勤の割増賃金ルール

労働者が時間外・休日・深夜労働をした場合、事業主は法律で定められた次の割増率の賃金を労働者に支払わなければならないとされています。

◎時間外（法定労働時間を超えて）労働した場合 [25%以上増]

◎法定休日に仕事をした場合 [35%以上増]

◎深夜労働をした場合 [25%以上増]



## 时间外劳动·休息日劳动·深夜劳动

### ○所谓时间外劳动（平日加班），

是指超过法定劳动时间（每周40小时，每天8小时）进行工作。被支付的工资将按一定的比例有所增加。

### ○所谓休息日劳动，

是指在休息日工作。工资将按一定的比例有所增加。

### ○所谓深夜劳动，

是指在晚上10点～凌晨5点这段时间进行工作。和时间外劳动一样，工资将按一定的比例有所增加。

### 【确认重点】



#### 关于平日加班、休息日出勤的工资增加比例的规定

劳动者在进行时间外加班、休息日出勤、深夜劳动时，经营者必须按照法律所规定的以下的工资增加比例支付给劳动者工资。

- 时间外（超过法定劳动时间）劳动时：增加25%以上
- 在法定休息日进行工作时：增加35%以上
- 深夜劳动时：增加25%以上

# ●社会保険制度について

次は、皆さんが会社から支払われる賃金（給料）明細書について説明します。

ここにも知っておきたいポイントがいくつかあります。チェックしてみましょう。

【賃金（給料）明細書とは一般的には下記のような内容が記載されています】

支給額		控除額	
本給		健康保険料	
勤務地手当		厚生年金保険料	
役職手当		雇用保険料	
家族手当		所得税	
住宅手当		住民税	
通勤手当		社宅賃貸料	
時間外手当		生命保険料	
支給額計 (A)		控除額計 (B)	
差引支給額	¥	(A) - (B)	

◇◇◇株式会社

(※1) この部分は会社によって内容は異なります。

(※2) この部分は、会社によって特定保険料、基本保険料に区分されている場合があります。

## ●有关社会保险制度

接下来，对大家从公司拿到的工资（薪水）明细表做一下说明。

在这里也有几处重事项有必要知道，请进行确认一下吧。

【工资（薪水）明细表所记载的内容通常如下：】

工资（薪水）支付明细书〔例〕				
平成 年 月分		〇〇〇课		阁下
支付金额		扣除金额		
(※1) {	基本工资	社会 保 险 金 额	健康保险金额	(※2)
	工作场所津贴		厚生年金保险金额	
	职务津贴		雇用保险金额	
	家属津贴	所得税		
	住宅津贴	住民税		
	上下班津贴	员工宿舍租借费		(※1)
	时间外津贴	生命保险金额		
支付金额 合计 (A)		扣除金额 合计 (B)		
差引支付金额      ¥		(A) - (B)		

◇◇◇股份公司

(※1) 关于这部分，因公司不同，内容有所不同。

(※2) 关于这部分，因公司不同，有时分为特定保险金额、基本保险金额。

通常、毎月の賃金（給料）からは、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料）と税金（所得税、住民税）が一定額差し引かれて、会社を通じてそれぞれ納められます。

これらは「法定控除額」と呼ばれています。

働いて得た賃金から税金を納めることは社会人としての大切な義務であり、社会保険制度へ加入することは、これから安心して暮らしていくための大切な支えを得ることです。

社会保険制度とは、「労働者・事業所・国」がそれぞれに保険料を負担しあって、労働者のケガ、病気、失業、老後の生活等に備え助け合う制度です。社会保険制度は大きく「社会保険」と「労働保険」に分けられます。

◎社会保険 = ①健康保険 (\*) + ②厚生年金保険 (\*)

◎労働保険 = ③労災保険 + ④雇用保険 (\*)

(\*) 労働者の自己負担があります。

通常，都会从每月的工资（薪水）中扣除一部分金额，将

**社会保险金额（健康保险金额、厚生年金（养老金）保险金额、雇用保险金额）**和**税金（所得税、住民税）**进行扣除，这些税和保险通过公司进行交纳，被称为「**法定扣除额**」。

**从工作所得的工资中交纳税金是公民的重要义务，而且加入社会保险制度，是使将来能够安心生活的重要保障。**

社会保险制度，是由「劳动者、工作单位和国家」相互分担一部分保险金额，对劳动者受伤、生病、失业、年老后的生活进行防备、互助的制度。

社会保险制度大体可分为「社会保险」和「劳动保险」。

◎**社会保险 = ①健康保险（\*） + ②厚生年金（养老金）保险（\*）**

◎**劳动保险 = ③劳灾保险 + ④雇用保险（\*）**

（\*）劳动者自己负担部分。

## 社会保険 (健康保険・厚生年金保険)

### ①健康保険

目 的：健康保険とは労災保険とは異なり、業務外での一般生活における病気やケガ等に対して給付がおこなわれるものです。(風邪や虫歯の治療等のために病院に掛かった費用等)

費用負担：保険料は賃金に応じて、労働者(被保険者といいます)と事業所が半額ずつ負担します。

### ②厚生年金保険

目 的：労働者(被保険者といいます)の老後の生活保障を主な目的に、体に障害を受けたりあるいは亡くなってしまった場合に年金や一時金を支給し、労働者本人や家族の生活の安定を図るための制度です。

費用負担：保険料は、賃金に応じて、労働者と事業主が半額ずつ負担します。

## 社会保险 [健康保险·厚生年金（养老金）保险]

### ①健康保险

目的：健康保险与劳灾保险不一样，是针对在工作以外的日常生活中发生疾病或者受伤等时进行给付的一种保险。（如为治疗感冒、蛀牙等在医院所花费的费用等）

负担费用：保险金额和工资相对应，由劳动者（称为被保险者）和工作单位各负担一半。

### ②厚生年金（养老金）保险

目的：是以劳动者（称为被保险者）年老后的生活保障为主要目的，在劳动者身体残疾或去世时支付年金（养老金）或者一次性补助金，使得劳动者本人或者家属的生活能够安定的一种制度。

负担费用：保险金额和工资相对应，由劳动者和用人单位各负担一半。

## こうてきねんきんせいど ～公的年金制度のしくみ～

すべての20歳以上60歳未満の人が加入する **A：国民年金（基礎年金）** がベースとなっており、上に民間企業の労働者等が加入する **B：厚生年金保険** で構成されています。つまり2階建ての仕組みになっているのです。

### こくみんねんきん 《国民年金》

- **第1号被保険者**：日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・漁業・商業等の自営業の人及び学生等
- **第2号被保険者**：厚生年金、共済組合の加入者（民間企業サラリーマン、公務員等）
- **第3号被保険者**：厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者





## ～公共年金（养老金）制度的组成～

由所有超过20岁、不满60岁的人加入的 **A：国民年金（养老金）** 作为基础，在此基础上民间企业的劳动者等加入的 **B：厚生年金保险（养老金）** 所组成。也就是说该体系属于2层结构。

### 《国民年金（养老金）》

- 第1号被保险者：在日本国内居住的超过20岁、不满60岁，从事农业、渔业、商业等的个体经营者以及学生等
- 第2号被保险者：厚生年金（养老金）、共济组合的加入者（民间企业工薪阶层、公务员等）
- 第3号被保险者：由厚生年金（养老金）、共济组合的加入者所抚养的超过20岁不满60岁的配偶



## 労働保険（労災保険・雇用保険）

### ③ 労災保険 [労働者災害補償保険]

働いていると、どんなに注意していたって業務上や通勤途中で事故や災害に遭ってケガや病気をしてしまうことも考えられます。

このような場合に労働者を守るための制度として法律に基づき、治療費等のための給付が受けられます。労災保険はケガや病気の程度によって給付内容が異なります。この労災保険は、外国人労働者を含むすべての労働者が対象となります。

給付を受けるための毎月の保険料は全額、会社（事業主側）の負担となり、労働者自身の賃金から差し引かれることはありません。

※外国人労働者も適用対象となります。

## チェックポイント



### 主な給付のルール

#### \* ケガや病気になり、診察を受ける場合

労災保険の指定病院にかかれば、

診察費（治療・入院）は原則、無料です。

#### \* ケガや病気により、仕事を休み、賃金が受けられない場合

休業4日目から給付基礎日額の8割が給付されます。

## 劳动保险（劳灾保险、雇用保险）

### ③ 劳灾保险【劳动者灾害补偿保险】

在工作中，无论怎么注意，也都有可能在工作上或者上下班途中遭遇到事故和灾害，导致受伤或者生病。

在这种情况下，作为保护劳动者的制度，依据法律，劳动者可以得到治疗费等的给付。根据受伤或者生病的程度的不同，劳灾保险的给付内容也不一样。本劳灾保险的参加对象是包括外国人劳动者在内的所有的劳动者。

为了得到给付每月所需缴纳的保险金额，由公司（经营者方面）全额负担，不从劳动者自身的工资中扣除。

※外国人劳动者也是适用对象。

### 【确认重点】



#### 主要的给付规定

\* 在受伤、生病，需要接受医疗检查时

如果是到劳灾保险指定医院的话，诊疗费（治疗、入院）原则上免费。

\* 由于受伤或者生病，停止工作，得不到工资时，

从停止工作的第4天起，给付基本日额工资的80%。

#### ④ 雇 用 保 険

雇用保険とは、労働者が失業した場合などに給付される保険であり、事業主は原則として1人でも従業員を雇用していれば保険に加入する必要があります。

但し、雇用保険は、労災保険とは異なり、労働者自身も一定の割合で保険料を負担する必要があります。（負担額は事業の種類によって異なります）

※定住者で就労できる在留資格のある外国人は対象となります。



#### ④ 雇用 保 险

所谓雇用保险，是指在劳动者发生失业等时进行给付的一种保险，原则上即便是只雇佣 1 名从业人员的经营者也需要加入此保险。

但是，雇用保险与劳灾保险不一样，劳动者自身也需要负担一定比例的保险金额。（所负担金额因工作的种类不同而有所不同）

※持有可以在日本就业的定住者在留资格的外国人都为保险对象。



# ●<sup>かいこ</sup>解雇・<sup>たいしよく</sup>退職・<sup>やといど</sup>雇止めについて

## ○<sup>たいしよく</sup>退職とは

<sup>たいしよく</sup>退職とは、<sup>ろうどうしやじしん</sup>労働者自身の<sup>いし</sup>意思や<sup>じぎょうぬし</sup>事業主との<sup>ごうい</sup>合意に基づいて<sup>もと</sup>労働契約を終了<sup>ろうどうけいやく</sup>させることをいいます。<sup>しゅうりよう</sup>

## ○<sup>かいこ</sup>解雇とは

<sup>かいこ</sup>解雇とは、<sup>かいしや</sup>会社（<sup>しやうしや</sup>使用者）の<sup>いし</sup>意思による<sup>いっほうてき</sup>一方的な<sup>ろうどうけいやく</sup>労働契約の<sup>かいじよ</sup>解除のことで

す。  
<sup>しやうしや</sup>使用者は<sup>かいこ</sup>解雇を<sup>いっほうてき</sup>一方的な<sup>つごう</sup>都合だけで<sup>でき</sup>出来るものではないと<sup>ほうりつ</sup>法律に<sup>きてい</sup>規定されて

## 【<sup>かいこよこく</sup>解雇予告

<sup>かいしや</sup>会社は<sup>ろうどうしや</sup>労働者を<sup>かいこ</sup>解雇しようとする場合は、<sup>ばあい</sup>少なくとも<sup>すく</sup>30日以上<sup>にち</sup>前に<sup>いじようまえ</sup>その旨<sup>むね</sup>を<sup>よこく</sup>予告するか、<sup>にちぶん</sup>30日分以上の<sup>へいきんちんぎん</sup>平均賃金を「<sup>かいこよこくてあて</sup>解雇予告手当」として<sup>しはら</sup>支払わなければなりません。

## 【<sup>かいこ</sup>解雇の種類

◎<sup>ふつうかいこ</sup>普通解雇・・・<sup>びやうき</sup>病気やケガによって、<sup>しごと</sup>仕事への<sup>ふつき</sup>復帰が<sup>ふかのう</sup>不可能な場合や<sup>ばあい</sup>業務を<sup>ぎやうむ</sup>遂行<sup>すいこう</sup>させるのに必要とされる<sup>ひつよう</sup>平均的な<sup>へいきんてき</sup>職務能力が<sup>しよくむのうりよく</sup>不足し、<sup>ふそく</sup>改善<sup>かいぜん</sup>見込み<sup>みこ</sup>がないと<sup>ほんだん</sup>判断された場合（<sup>しごとのうりよくふそく</sup>仕事能力不足）など。

◎<sup>せいりかいこ</sup>整理解雇・・・<sup>かいしや</sup>会社の<sup>ぎやうせきふきやう</sup>業績不況による<sup>ぎやうむ</sup>業務の<sup>しよくしやう</sup>縮小、<sup>じぎやうしよ</sup>事業所の<sup>はいしなご</sup>廃止等、<sup>かいしや</sup>会社の<sup>けいぎ</sup>経営<sup>じやう</sup>上の<sup>りゆう</sup>理由による<sup>じんいんせいり</sup>人員整理を<sup>ちくてき</sup>目的とする場合など。

◎<sup>ちやうかいこ</sup>懲戒解雇・・・<sup>しよくぼ</sup>職場での<sup>ちつじよいじ</sup>秩序維持や、<sup>ぎぎやううんえいじやうしゆうたい</sup>企業運営上<sup>そがいこうい</sup>重大な<sup>たい</sup>陽害行為に対して、<sup>かいしや</sup>会社（<sup>しやうしや</sup>使用者）が<sup>とうどうしや</sup>労働者を<sup>せいさい</sup>制裁する<sup>ちくてき</sup>目的で行なう。（※<sup>こうしたケー</sup>こうしたケースは<sup>ろうどうしや</sup>労働者は<sup>たいしよくきん</sup>退職金などを<sup>うと</sup>受け取れない場合が多い）

## ●有关解雇、退職及不再续签合同

### ○退 职

所谓退職，是指根据劳动者自身的意愿、或者在和经营者达成一致的基础上，结束劳动合同的行为。

### ○解 雇

所谓解雇，是指根据公司（使用者）单方面的意愿解除劳动合同的行为。

法律规定，使用者是不能因自身单方面的理由解雇员工的。

#### 【解雇预告】

当公司打算解雇劳动者的时候，必须至少要提前30天以上将此情况提前告知给被解雇的对象，或者支付30天以上的平均工资作为「解雇预告补贴」。

#### 【解雇的种类】

- ◎普通解雇・・・由于生病或者受伤的原因不可能回到工作岗位上，或者缺少从事工作所必要的通常职务能力且被判断为无法改善（工作能力不足）时发生的解雇行为。
- ◎整理解雇・・・由于公司业绩下降引起的业务萎缩、工作部门消减等公司经营上的原因引起的人员调整为目的的解雇行为。
- ◎惩戒解雇・・・对维持工作场所的秩序、企业运营有重大的危害行为，公司（使用者）对劳动者以制裁为目的的解雇行为。（※发生这种情况时，劳动者多数拿不到退職金等）



## チェックポイント

たいしよく かいこ そうきゅう けつろん だ  
**退職・解雇は早急に結論を出さない！**

たいしよく かいこ ふくざつ もんだい から  
退職、解雇については複雑な問題も絡んでくる可能性があります。

のちのち ぼうし けつ そうきゅう けつろん だ  
後々のトラブルを防止するためにも、決して早急に結論は出さないで  
ください！

かそく なかま そうだんきかん そうだん  
まず、家族や仲間、または相談機関などに相談しましょう。





## 【确认重点】



### 辞职·解雇不要匆忙做出决定！

围绕辞职、解雇有时也会产生一些复杂的问题。

为了防止将来的纠纷，一定不要匆忙做出结论！

首先和家人、朋友或者咨询机关等进行咨询一下吧。



やといど きかんまんりょう  
○雇止め（期間満了）とは

あらかじめ、労働者と使用者との間で合意した期間（有期労働契約期間）が満了し、労働契約が終了する場合のこと。契約である以上、期間満了で契約を打ち切られるのが原則です。

やといど ばあい じょうけん  
【雇止めをする場合の条件】

使用者は、有期契約労働者の契約を更新しない際には、少なくとも契約期間が満了する30日前までに予告するとともに、予告後、労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合は、速やかに交付すること

チェックポイント



きかん さだ ろうどう けいやく  
期間に定めがある労働契約のルール

「労働契約」には、正社員として働く場合等のように「期間の定めのない契約」とパートタイマーのような場合の「期間の定めのある契約」（＝有期契約と呼びます）のふたつに大きく分けられます。

けうきけいやく きかん  
《有期契約の期間》

一定の業務が終わるまでとされている場合を除いて、原則としては3年以内です。また、特例として、高度な専門的知識を持っている人が新たに雇用される場合は5年以内です。

けうきけいやく ばあい けいやくじ めいじ じこう  
《有期契約の場合の契約時の明示すべき事項》

- \* 雇用契約を締結するとき次更新があるかどうかを明らかにすること。
- \* 「（次回）更新がある」とした場合は、更新する場合また又はしない場合の判断基準も明らかにすること。
- \* 雇用契約の締結後に変更する場合には、速やかに明らかにすること。

## ○所谓不续签合同（雇用满期）

是指劳动者和使用者之间事先所约定的合同期限（有期限劳动合同期间）届满，劳动合同

结束。原则上，在合同期限届满后得以结束合同。

### 〔不续签合同时的条件〕

使用者不准备和有期限规定的合同劳动者更新时，至少在合同期满的30天以前进行预告；预告后，如果劳动者要求提供有关不续签合同的理由证明文件时，必须迅速交付。

## 【确认重点】



### 规定期间的劳动合同的规定

『劳动合同』大体可分为像正式员工工作时使用的「无约定期限的合同」和像临时工使用的「约定期间的合同」（=称为有期限合同）的两大类型。

#### 《〈有期合同的期间〉》

除了规定至完成一定的业务的合同以外，原则上在3年以内。

另外，作为特例，在新雇用具有高度专门知识的员工时为5年以内。

#### 《〈签署有期限合同时应该明确表示的事项〉》

- \* 在缔结雇用合同时，必须明确有没有下次的更新。
- \* 如果「有（下次）更新」的话，也须表明更新或者不更新的判断基准。
- \* 缔结雇用合同后发生变更的话，迅速表明具体情况。

# Part 3

はたら ひと りよう そうだん きかん  
【働く人たちが利用、相談できる機関】

## しごと さが 仕事を探したい！

### ハローワーク (公共職業安定所)

しゅうしょくじょうほう ろうどうしゃはけんじぎょう ごようほけん かん そうだん う  
・ 就職情報、労働者派遣事業、雇用保険やパートタイムに関する相談を受けて  
います。

機関名	電話番号	所在地	★対応可能言語 [H21.4.1現在] ( ) は通訳人員
ハローワーク くわな 桑名	0594-22-5141	くわなし おおあぎ や だ 桑名市大字矢田 あぎ さんだおさ 字三反長913-3	[ポルトガル語・スペイン語(各1名)] まいしゅうげつ きんようび ○毎週月～金曜日 8:30～17:00
ハローワーク よつかいち 四日市	059-353-5566	よつかいちし ほんまち 四日市市本町 3-95	[ポルトガル語] まいしゅうげつ すいようび 9:00～16:00 (1名) ○毎週月・水曜日 9:00～16:00 (1名) まいしゅうもくようび ○毎週木曜日 9:00～12:00 (1名) 13:00～16:00 (2名) まいしゅうきんようび ○毎週金曜日 13:00～16:00 (1名) [スペイン語] まいしゅうか きんようび 9:00～12:00 (1名) 毎週火・金曜日
ハローワーク すずか 鈴鹿	059-382-8609	すずかし かんべ 鈴鹿市神戸 9-13-3	[ポルトガル語・スペイン語]各2名 まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日 8:30～17:00
ハローワーク つ 津	059-228-9161	つし しまざきちよう 津市島崎町 327-1	[ポルトガル語] まいしゅうげつ かようび 13:00～16:00 (1名) ○毎週月・火曜日 13:00～16:00 (1名) まいしゅうすい もくようび ○毎週水・木曜日 13:00～16:00 (1名) 14:00～17:00 (1名) まいしゅうきんようび ○毎週金曜日 14:00～17:00 (1名) [スペイン語] まいしゅうげつ もくようび ○毎週月～木曜日 13:00～16:00 (1名)

# 第3部

## 【劳动者可以利用、咨询的机关】

### 想找工作!

#### ◎职业介绍所Hello-work (公共职业安定所)

・接受就职信息、劳动者派遣事业、雇用保险或者有关临时工的咨询。

机关名	电话号码	所在地	★能对应的语言 [2009. 4.1现在] ( ) 为翻译人员
公共职业安定所 桑名	0594-22-5141	桑名市大字矢田 字三反长913-3	[葡萄牙语·西班牙语 (各1名)] ○每周星期一~星期五 8: 30~17: 00
公共职业安定所 四日市	059-353-5566	四日市市本町 3-95	[葡萄牙语] ○每周星期一·星期三 9: 00~16: 00 (1名) ○每周星期四 9: 00~12: 00 (1名) 13: 00~16: 00 (2名) ○每周星期五 13: 00~16: 00 (1名) [西班牙语] ○每周星期二·星期五 9: 00~12: 00 (1名)
公共职业安定所 铃鹿	059-382-8609	铃鹿市神戸 9-13-3	[葡萄牙语·西班牙语] (各2名) 每周星期一~星期五 8: 30~17: 00
公共职业安定所 津	059-228-9161	津市岛崎町327-1	[葡萄牙语] ○每周星期一·星期二 13: 00~16: 00 (1名) ○每周星期三·星期四 13: 00~16: 00 (1名) 14: 00~17: 00 (1名) ○每周星期五 14: 00~17: 00 (1名) [西班牙语] ○每周星期一~星期四 13: 00~16: 00 (1名)

きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	しよざいち 所在地	たいおうかのうげんご ★対応可能言語 [H21.4.1現在] げんざい ( ) は通訳人員
ハローワーク まつさか 松阪	0598-51-0860	まつさかし たかまち 松阪市高町 493-6 まつさかこうどうちようしゃ 松阪合同庁舎 1F	[ポルトガル語] まいしゅうげつ ちくようび ○毎週月～木曜日 11:00～16:00 (1名)
ハローワーク いせ 伊勢	0596-27-8609	いせし おかもと 伊勢市岡本 1-1-17	[ポルトガル語] まいしゅうげつ か もく きんようび ○毎週月・火・木・金曜日 11:00～16:00 (1名)
ハローワーク いが 伊賀	0595-21-3221	いがし しじゅくちよう 伊賀市四十九町 3074-2	[ポルトガル語・スペイン語] まいしゅうかようび かく めい ○毎週火曜日 13:00～17:00 (各1名) ○第3・4月曜日 8:30～17:00 (各1名) ※その他、不定期(月8日) 8:30～12:00 (各1名) くわ ちよくせつ と あ 詳しくは直接、お問い合わせください。
ハローワーク おわせ 尾鷲	0597-22-0327	おわせし はやしまち 尾鷲市林町2-35	[日本語のみ]
ハローワーク くまの 熊野	0597-89-5351	くまのし いどちよう 熊野市井戸町 あささか 赤坂739-3	[日本語のみ]

## なごや がいこくじん こよう 名古屋外国人雇用サービスセンター

がいこくじん たい せんもんてき しよくぎようそうだん しゅうしよくしえん おごな  
外国人に対して、専門的に職業相談や就業支援が行われています。

でんわばんごう 電話番号/受付時間	しよざいち 所在地	そうだんせいよう 相談内容
052-264-1901 [時間] 9:00～12:00/ 13:00～17:00	なごやし なかかきえ 名古屋市中区栄 ちゅうにち 4-1-1中日ビル かい 12階 ちがてつ また し ※地下鉄又は市 バスをご利用く ださい。	がいこくじんろうどうしゅ せいめつそうだん しよくぎようそうだん 外国人労働者を対象とした職業相談をしま す。 せいしゅいん ろうどう きゅうじんじょうほう ○正社員・パート労働の求人情報 たいおうかのうげんご げんざい 【★対応可能言語 (H21.4.1現在)】 こ こ えいご ちゅうこくご ・ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語 <a href="http://www2.aichi-rodo.go.jp/gaikokujin/">http://www2.aichi-rodo.go.jp/gaikokujin/</a>

机关名	电话号码	所在地	★能对应的语言 [2009. 4.1现在] ( ) 为翻译人员
公共职业安定所 松阪	0598-51-0860	松阪市高町 493-6 松阪合同厅舎1楼	【葡萄牙语】 ○每周星期一～星期四 11:00~16:00 (1名)
公共职业安定所 伊势	0597-22-0327	伊势市岡本 1-1-17	【葡萄牙语】 ○每周星期一・星期二・星期四・星期五 11:00~16:00 (1名)
公共职业安定所 伊贺	0595-21-3221	伊贺市四十九町 3074-2	【葡萄牙语・西班牙语】 ○每周星期二 13:00~17:00 (各1名) ○第3・4星期一 8:30~17:00 (各1名) ※其他、不定期 (月8日) 8:30~12:00 (各1名) 详情请直接询问。
公共职业安定所 尾鷲	0597-22-0327	尾鷲市林町2-35	【只有日本語】
公共职业安定所 熊野	0597-89-5351	熊野市井戸町 赤坂739-3	【只有日本語】

## ◎名古屋外国人雇用服务中心

针对于外国人进行专门的职业咨询和就业支援。

电话号码/受理时间	所在地	咨询内容等
052-264-1901 [时间] 9:00~12:00/ 13:00~17:00	名古屋市中区荣 4-1-1 中日大楼12楼 ※请利用地下铁 或者市公共汽 车。	外国人劳动者作为咨询对象的「职业咨询」 ○正式员工・临时工劳动者的招聘信息 【★可对应语言 (2009. 4.1现在)】 ・葡萄牙语 ・西班牙语 ・英语 ・中国語

# 三重県求職者総合支援センター

求職中の皆様の生活・就労の困りごとに専門の相談員がサポートします。

## 生活相談

生活資金融資制度、生活保護などの制度や窓口に関する情報提供、生計維持に関する相談 など

## 住宅相談

公営住宅に関する情報提供、入居手続きに関する相談、住居の確保に関する相談 など

## 職業相談・職業紹介

国の相談員による職業相談及び職業紹介、求人検索機の設置による求人情報の提供 など

★ポルトガル語通訳【月～金曜日 8:30～17:15】（四日市・鈴鹿とも）

★スペイン語通訳【月～金曜日 8:30～17:15】（四日市・鈴鹿とも）

○弁護士配置【月～金曜日 13:00～16:00】 《要予約》

※詳しくはお問い合わせください。

よっ か いち  
四 日 市

〒510-0067 四日市市浜田町4-20 JA三重四日市ビル6階

TEL 059-325-6125 FAX 059-356-2581

開所時間 8:30～17:15（休日：土曜日・日曜日・祝日及び年末年始）

すず か  
鈴 鹿

〒513-0801 鈴鹿市神戸1丁目21-30 NTT鈴鹿ビル1階

TEL 059-373-4100 FAX 059-369-3810

開所時間 8:30～17:15（休日：土曜日・日曜日・祝日及び年末年始）



## ◎三重县求职者综合支援中心

求职中的各位遇到生活·就劳的困惑时有专门的咨询员提供援助。

### ○生活咨询

生活资金融资制度、生活保护等的制度和有关窗口的信息提供、维持生活的有关咨询等

### ○住宅咨询

有关公营住宅的信息提供、入居手续的咨询、有关住居的确保咨询 等

### ○职业咨询·职业介绍

由国家的咨询员提供职业咨询以及职业介绍、设置招聘检索机的招聘信息 等

★葡萄牙语翻译【星期一～星期五 8:30~17:15】（四日市·铃鹿）

★西班牙语翻译【星期一～星期五 8:30~17:15】（四日市·铃鹿）

○安排有律师【星期一～星期五 13:00~16:00】 <<需要提前预约>>

※详细,并且请询问。

## 四 日 市

〒510-0067 四日市市浜田町4-20 J A三重四日市大楼6楼  
电话 059-325-6125 传真 059-356-2581  
开所时间 8:30~17:15  
(休息日: 星期六·星期日·节假日以及年末年初)

## 铃 鹿

〒513-0801 铃鹿市神戸1丁目21-30 N T T铃鹿大楼1楼  
电话 059-373-4100 传真 059-369-3810  
开所时间 8:30~17:15  
(休息日: 星期六·星期日·节假日以及年末年初)

## 職業訓練について

しよくぎょうくんれん う しごと ひつよう ぎじゆつ しかく しゆとく しゅうしよく ゆうり  
職業訓練を受けて、仕事に必要な技術や資格を取得することは、就職に有利

です。

みえけん さかん しよくぎょうくんれん おこな  
三重県をはじめ、ポリテクセンターなどの機関で職業訓練を行っています。

しよくぎょうくんれん かん じょうほう みえけんきゅうしよくしゃそうごうしえん  
職業訓練に関する情報は、ハローワーク（\*）や三重県求職者総合支援センター（\*）  
え じゆこう てつづ ひつよう  
で得ることができます。受講するためにハローワークでの手続きが必要  
ぼあい  
となる場合もあります。

（\*）ハローワークの問い合わせ先（51頁）  
と あ さき べーじ

（\*）三重県求職者総合支援センターの問い合わせ先（55頁）  
みえけんきゅうしよくしゃそうごうしえん と あ さき べーじ



## 关于职业训练

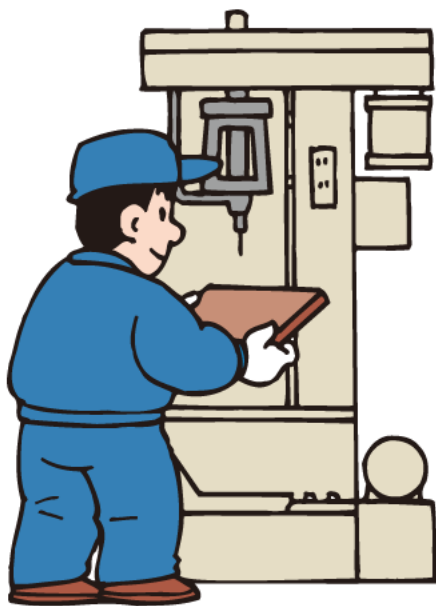
接受职业训练，学习取得工作中的必要技术和资格，这对就职是有利的。

三重县、ポリテク中心等の机关举办职业训练。

能够在公共职业安定所（\*）或者三重县求职者综合支援中心（\*）得到有关职业训练的信息，如要参加讲座的听讲也有需要在公共职业安定所办理手续的。

（\*）公共职业安定所的问询处（52页）

（\*）三重县求职者综合支援中心的问询处（56页）



# 在留資格を詳しく知りたい！

## ◎外国人 在留総合インフォメーションセンター

にゅうこくかんけいてつづ 入国関係手続き、ざいりゅうしかく 在留資格の取得及び変更・へんこう 期間更新、えいじゅうきょかなどざいりゅうかんげい 永住許可等在留関係  
しよてつづ 諸手続き、がいこくじん 外国人の入国・にゅうこく 在留に関する各種申請書類の記入方法などが相談  
 できます。

<small>でんのばんごう</small> 電話番号/ <small>うけつけじかん</small> 受付時間	<small>しよざいち</small> 所在地	<small>こうつうしゆだん</small> 交通手段
<p>052-559-2151 052-559-2152</p> <hr/> <small>まいしゅうげつようび</small> 毎週月曜日～ <small>きんようび</small> 金曜日 9:00～16:00 <p>★<small>たいごうかのうげんご</small> 対応可能言語</p> <p>(<small>こ</small> スペイン語・<small>こ</small> ポルトガル語・<small>こ</small> 英語)</p> <p>(<small>ちゅうごくご</small> 中国語・<small>かんごくご</small> 韓国語・<small>こ</small> タガログ語)</p>	<p><small>なごやしみなとくしやうほうちやう</small> 名古屋港区正保町 <small>ちやうめ ばん</small> 5丁目18番</p> <p><small>なごやにゅうこくかんりきよくない</small> 名古屋入国管理局内</p>	<p><small>ちかてつ</small> 地下鉄あおなみ線 <small>なごやけいばしやうまえ</small> 「名古屋競馬場前」 <small>げしゃ とほ ふん</small> 下車徒歩1分</p>

# 日本語を学びたい！

## ◎日本語教室

あんてい 安定した就職を目指すために「にほんご 日本語を学ぶこと」はたいせつ 大切です。にほんご 日本語を  
ひと えようとする人のために県内には各地に日本語教室があります。  
くわ (詳しくは三重県国際交流財団のホームページを参考にご覧ください)

<http://www.mief.or.jp/>

## 想详细了解在留资格!

### ◎外国人在留综合信息中心

可以咨询入国关系手续、在留资格的取得以及变更·期间更新、永住许可等在留关系各种手续、有关外国人的入国·在留的各种申请书的填写方法等。

电话号码 受理时间等	所在地	交通手段
052-559-2151 2152		
每周星期一～星期五 9:00~16:00 ★能对应的语言 (西班牙语·葡萄牙语·英语) (中国语·韩国语·菲律宾语)	名古屋市港区正保町 5丁目18番 名古屋入国管理局内	地下铁青波线 「名古屋竞马场前」 下车徒步1分

## 想学日语!

### ◎日语教室

为了能够安定的就职「学习日语」是很重要的。在县内的各地都有为了要学习日语的外国人举办的日语教室。

(详情请参考三重县国际交流财团的网页)

<http://www.mief.or.jp/>

# 職場のトラブルを相談したい！

## ◎三重県労働・生活相談室

労働者の方や事業主の方からのあらゆる労働に関する困りごとに専門の相談員が法令上の説明や手続き、解決のための各種手法などをご紹介します、相談に  
お答えします。

\*また、労働者個人と会社との間に生じたトラブル【個別労働関係紛争】を話し合い  
で解決する制度の受け付けもしています。  
(この制度は三重県労働委員会が行います)

○労働・生活相談 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く。)

(ただし、火曜、木曜は19:00まで)

★ポルトガル語・スペイン語での電話相談にも対応できます。

(10:00~16:30)

○弁護士相談

毎月第2金曜日 13:00~16:00 (\*事前相談と予約が必要です)

○メンタルヘルスカウンセリング

毎月第2・第4水曜日 13:30~16:30 (\*事前相談と予約が必要です)

津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1F

フリーダイヤル 0120-31-1018

(但し、三重県内のみ) (携帯電話からもOK!)

# 想工作场所的纠纷进行咨询!

## ◎三重县劳动·生活咨询室

由专门的咨询员针对劳动者和经营者就有关劳动方面的困惑，在法令上进行说明、介绍手续、解决的各种手法等，回答您的咨询。

\*另外，也有接受劳动者个人与公司之间发生的纠纷〔个别劳动关系纷争〕通过协商进行解决的制度。（此制度在三重县劳动委员会中进行）

○劳动·生活咨询 9:00~17:00 (除星期六·星期日·节假日·年末年初以外。)

(但是星期二、星期四至19:00为止)

★葡萄牙语·西班牙语的电话咨询也可对应。(10:00~16:30)

○律师咨询

每月第2星期五 13:00~16:00 (\*需要事前咨询和预约)

○精神健康咨询

每月第2·第4星期三 13:30~16:30 (\*需要事前咨询和预约)

津市荣町1丁目891 三重县勤劳者福祉会馆1楼

热线电话 0120-31-1018

(只限三重县内) [携带电话也可以!]

# ◎三重労働局【総合労働相談コーナー】

国では、県内7か所で総合労働相談コーナーを設けており、職場でのいじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件引下げ等トラブルについて、法律に基づく解決援助制度を用意しています。

機関名	電話番号	所在地	★対応可能言語 [H21.4.1現在]
三重労働局 (津)	059-226-2110	津市島崎町327-2 三重労働局総務部 企画室内	【日本語のみ】
四日市	059-352-9776	四日市市新正2-5-23 四日市労働基準監督署内	ポルトガル語 第2・第4金 (10:00～16:00) スペイン語 毎週火曜日 (10:00～16:00)
津	059-227-1281	津市島崎町327-2 津労働基準監督署内	ポルトガル語 毎週火・水 (10:00～16:00) スペイン語 毎週金 (10:00～16:00)
松阪	0598-51-0015	松阪市高町493-6 松阪労働基準監督署内	【日本語のみ】
伊勢	0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16 伊勢労働基準監督署内	
伊賀	0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀労働基準監督署内	
熊野	0597-85-2277	熊野市井戸町672-3 熊野労働基準監督署内	



## ◎三重劳动局【综合劳动咨询角】

国家在县内设置有7处综合劳动咨询角，就工作场所的被欺负·被嫌弃，解雇，降低劳动条件等的纠纷，准备了以法律为根据的解决援助制度。

机关名	电话号码	所在地	★能对应的语言 (2009. 4.1现在)
三重劳动局 (津)	059-226-2110	津市岛崎町327-2 三重劳动局总务部 企画室内	【只有日本語】
四日市	059-352-9776	四日市市新正2-5-23 四日市劳动基准监督署内	葡萄牙语 第2·第4星期五 (10:00~16:00) 西班牙语 每周星期二 (10:00~16:00)
津	059-227-1281	津市岛崎町327-2 津劳动基准监督署内	葡萄牙语 每周星期二, 三 (10:00~16:00) 西班牙语 每周星期五 (10:00~16:00)
松阪	0598-51-0015	松阪市高町493-6 松阪劳动基准监督署内	【只有日本語】
伊势	0596-28-2164	伊势市船江1-12-16 伊势劳动基准监督署内	
伊贺	0595-21-0802	伊贺市绿之丘本町1507-3 伊贺劳动基准监督署内	
熊野	0597-85-2277	熊野市井戸町672-3 熊野劳动基准监督署内	

# ろうどう じょうけん くわ し 労働条件などを詳しく知りたい！

## ◎労働基準監督署

ろうどうじょうけん ろうどうじかん きゅうじつ きゅうかなど ほりつ いはん かんどく  
労働条件（労働時間、休日、休暇等）が法律に違反していないかを監督した  
り、解雇・賃金不払い、労働災害・補償の相談などを受けています。

まかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	しよざいち 所在地	たいおうかのう げんご ★対応可能言語 [H21.4.1現在]
よつがいち ろうどうきじゆんかんどくしよ 四日市労働基準監督署	059-351-1661	よつがいち しんしんしよ 四日市市新正2-5-23	ポルトガル語 第2・第4金曜日 10:00～16:00 スペイン語 毎週火曜日 10:00～16:00
つ ろうどうきじゆんかんどくしよ 津労働基準監督署	059-227-1281	つ ししまぎさちよ 津市島崎町327-2 （津第二地方合同庁舎）	ポルトガル語 毎週火・水曜日 10:00～16:00 スペイン語 毎週金曜日 10:00～16:00
まつさか ろうどうきじゆんかんどくしよ 松阪労働基準監督署	0598-51-0015	まつさか し たかまち 松阪市高町493-6 （松阪合同庁舎内）	【日本語のみ】
いせ ろうどうきじゆんかんどくしよ 伊勢労働基準監督署	0596-28-2164	いせ し ふなえ 伊勢市船江1-12-16	【日本語のみ】
いが ろうどうきじゆんかんどくしよ 伊賀労働基準監督署	0595-21-0802	いが し みどりがおか原まち 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 （伊賀上野地方合同庁舎内）	【日本語のみ】
くまの ろうどうきじゆんかんどくしよ 熊野労働基準監督署	0597-85-2277	くまの し いどちよ 熊野市井戸町672-3	【日本語のみ】

# 想对劳动条件等进行详细了解!

## ◎劳动基准监督署

监督在劳动条件（劳动时间，休息日，休假等）上有没有违反法律，接受有关解雇·不支付工资，劳动灾害·补偿的咨询等。

机关名	电话号码	所在地	★能对应的语言 (2009. 4.1 现在)
四日市劳动基准监督署	059-351-1661	四日市市新正2-5-23	葡萄牙语 第2·4星期五 10:00~16:00 西班牙语 每周星期二 10:00~16:00
津劳动基准监督署	059-227-1281	津市岛崎町327-2 (津第二地方合同厅舍)	葡萄牙语 每周星期二·星期三 10:00~16:00 西班牙语 每周星期五 10:00~16:00
松阪劳动基准监督署	0598-51-0015	松阪市高町493-6 (松阪合同厅舍内)	【只有日本語】
伊势劳动基准监督署	0596-28-2164	伊势市船江1-12-16	【只有日本語】
伊贺劳动基准监督署	0595-21-0802	伊贺市绿之丘本町1507-3 (伊贺上野地方合同厅舍内)	【只有日本語】
熊野劳动基准监督署	0597-85-2277	熊野市井戸町 672-3	【只有日本語】

# にちじょう せいかつ こま そうだん 日常生活の困りごとを相談したい！

み え けん こくさい こうりゅう さいだん  
◎三重県国際交流財団

じぎょうめい 事業名	でんわばんごう 電話番号	そうだんじかん 相談時間	★たいおうかのう げんご 対応可能言語 [H21.4.1現在]
<p>がいこくじん 外国人ヘルプデスク [多言語相談]</p> <p>がいこくじん じゅうみん まいにち せいかつ なか 外国人住民が毎日の生活の中 かん ぎもん なや こと そうだん で感じる疑問や悩み事の相談に たいおう がいこくじん じゅうみん み え けん 対応し、外国人住民の三重県に おける生活を支援します。</p>	059-223-5006	<p>まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日 9：00～17：00</p>	<p>えいご 英語 ポルトガル語 スペイン語</p>
		<p>まいしゅうげつ もくようび 毎週月～木曜日 9：00～17：00 まいしゅうきんようび 毎週金曜日 9：00～12：00</p>	<p>ちゅうごくご 中国語</p>
		<p>まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日 9：00～17：00 まいしゅうきんようび 毎週金曜日 9：00～12：00</p>	<p>タグログ語 タイ語 インドネシア語 【※】 (日本語で受付)</p>

にほんご なまえ でんわばんごう おし のち かくげんご もの でんわ  
【※】日本語で名前、電話番号を教えてください。後ほど、各言語のわかる者が電話します。



# 想对日常生活中遇到的困难进行咨询!

## ◎三重县国际交流财团

咨询内容	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009. 4.1现在)
<b>外国人援助者</b> <b>[多语言咨询]</b>  针对在每天的生活中，外国人住民感到的疑问和烦恼事提供咨询，对在三重县的外国人住民的生活提供支援。	059-223-5006	每周星期一～ 星期五 9:00～17:00	英语 葡萄牙语 西班牙语
		每周星期一～ 星期四 9:00～17:00 每周星期五 9:00～12:00	中国语
		每周星期一～ 星期五 9:00～17:00 每周星期五 9:00～12:00	菲律宾语 泰国语 印度尼西亚语  【※】 (日本語受理)

【※】请先用日语告知姓名，电话号码，然后会有懂语言和您通电话。



た そろだん きかん  
**その他の相談機関** (市の外国語相談対応窓口等)  
し がいこくご そろだん たいおう まどくち など

ちいき 地域	きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	そろだんじかん 相談時間	たいおうかのう げんご ★対応可能言語 [H21.4.1現在] げんご
つし 津市	しみん か がいこくじん とろろく まどくち 市民課 外国人登録窓口	059-229-3147	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 8：30～17：15	こ ポルトガル語
	こくさい こくないとうりゅうしつ 国際・国内交流室	059-229-3146	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 8：30～17：15	こ ポルトガル語 こ スペイン語
よっかいち し 四日市市	こくさいきょうせい 国際共生サロン	059-322-6811	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 9：00～17：00	こ ポルトガル語 こ スペイン語
	こくさいこうりゅう 国際交流センター	059-353-9955	まいしゅうげつ すい にちようび 毎週月・水～日曜日 9：00～17：15	えい こ 英語
	よごう ちく しみん 四郷地区市民センター	059-321-2021	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 8：30～17：15	こ ポルトガル語
いがし 伊賀市	ぶんか こくさい か 文化国際課	0595-22-9624	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 9：00～17：00	こ ポルトガル語
			まいしゅう げつ もくようび 毎週月・木曜日 9：00～16：00	ちゅうこくご 中国語
すずか し 鈴鹿市	しみん たいわ か 市民対話課 がいこくじん とうりゅうしつ 外国人交流室	059-382-9058	まいしゅう げつ きんようび 毎週月～金曜日 8：30～17：15	こ ポルトガル語 こ スペイン語

## 其他的咨询机关 (市的外国语咨询对应窗口等)

地区	机关名	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009.4.1现在)
津市	市民课 外国人登录窗口	059-229-3147	每周星期一～星期五 8: 30~17: 15	葡萄牙语
	国际/国内交流室	059-229-3146	每周星期一至星期五 8: 30~17: 15	葡萄牙语 西班牙语
四日市市	国际共生沙龙	059-322-6811	每周星期一～星期五 9: 00?17: 00	葡萄牙语 西班牙语
	四日市市国际交流中心	059-353-9955	每周星期一、三至日 9: 00~17: 15	英语
	四乡地区市民中心	059-321-2021	每周星期一～星期五 8: 30~17: 15	葡萄牙语
伊贺市	文化国际课	0595-22-9624	每周星期一～星期五 9: 00~17: 00	葡萄牙语
			每周星期一·星期四 9: 00~16: 00	中国语
铃鹿市	市民对话课 外国人交流室	052-382-9058	每周星期一～星期五 8: 30~17: 15	葡萄牙语 西班牙语

ちいさ 地域	きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	そうだんじかん 相談時間	たいおつかのう げんご ★対応可能言語 [H21.4.1現在] げんご	
かめやまし 亀山市	しみん ぶ 市民部	こせき しみん しつ 戸籍市民室	0595-82-9990	まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日 8:30～17:00	ポルトガル語 スペイン語
まつさかし 松阪市	しみん か 市民課	がいこくじんとうろくじむ (外国人登録事務)	0598-53-4053	まいしゅうげつ きんようび 毎週月～金曜日 8:30～17:00	ポルトガル語
	せいさく か 政策課	がいこくごたいおつかのう か (※外国語対応可能課)	0598-53-4319	まいしゅう 毎週 げつ か せい きん 月・火・水・金 13:30～16:30	ポルトガル語
				まいしゅう 毎週 げつ か せい もく 月・火・水・木 13:30～16:30	タガログ語

じぜん と あ くた  
(※事前にお問い合わせ下さい)





地区	机关名	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009. 4.1 现在)
龟山市	市民部 户籍市民室	0595-82-9990	每周星期一~星期五 8: 30~17: 00	葡萄牙语 西班牙语
松阪市	市民课 (外国人登录事务)	0598-53-4053	每周星期一~星期五 8: 30~17: 00	葡萄牙语
	政策课 (※可以接待外国人的课室)	0598-53-4319	每周 星期一·星期二· 星期三·星期五 13: 30~16: 30	葡萄牙语
			每周 星期一·星期二· 星期三·星期四 13: 30~16: 30	菲律宾语

(※事前请询问)



<small>そうだんないよう</small> 相談内容	<small>きかんめい</small> 機関名	<small>でんわばんごう</small> 電話番号	<small>そうだんじかん</small> 相談時間	<small>たいおうかのう げんご</small> <b>★対応可能言語</b> <small>げんざい</small> [H21.4.1現在]
<small>せいかつぜんぱん</small> 生活全般	<small>かいがい にっけいじん きょうかい</small> <b>海外日系人協会</b> <small>にっけいじん そうだん</small> <b>日系人相談センター</b>	045-663-3258	<small>まいしゅう げつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b> 9:30～17:30	<small>ポルトガル語</small> <small>スペイン語</small>
<small>いりよう 医療</small>	<b>AMDA</b> <small>こくさい いりようじょうほう</small> <b>国際医療情報センター</b>	<small>とうきょう</small> <b>【センター東京】</b> 03-5285-8088	<small>まいしゅう げつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b> 9:00～17:00	<small>スペイン語、</small> <small>えいご ちゅうごくご</small> <b>英語、中国語、</b> <small>タイ語、韓国語</small>
		<small>まいしゅう</small> <b>毎週</b> <small>げつ すい きんようび</small> <b>月・水・金曜日</b> 9:00～17:00	<small>ポルトガル語</small>	
		<small>まいしゅう すいようび</small> <b>毎週水曜日</b> 13:00～17:00	<small>フィリピン語</small>	
		<small>かんさい</small> <b>【センター関西】</b> 06-4395-0555	<small>まいしゅう げつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b> 9:00～17:00	<small>スペイン語、</small> <small>えいご</small> <b>英語</b>
<small>ちゅうごくご</small> <b>中国語とポルトガル語は、事前に</b> <small>れんらく</small> <b>ご連絡いただくか、ホームページ</b> <small>らん</small> <b>をご覧ください。</b>				
<small>けんこうそうだん</small> <b>健康相談</b>	<small>がいこくじん いりよう</small> <b>外国人医療センター</b> <b>(MICA)</b>	052-588-7040	<small>つき かい かりよう</small> <b>月1回無料</b> <b>健康相談</b>	<small>スペイン語</small> <small>ポルトガル語</small> <small>英語</small>
	<small>ざい な こや</small> <b>在名古屋</b> <small>りようじかん しゅざい</small> <b>ブラジル領事館主催</b> <b>DISQUE-SAUDE</b>	0120-05-0062 052-222-1096	<small>まいしゅう げつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b> 9:00～13:00 14:00～17:00	<small>ポルトガル語</small>

咨询内容	机关名	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009. 4.1 现在)
生活全般	海外日裔人协会 日裔人咨询中心	045-663-3258	每周星期一～ 星期五 9: 30～17: 30	葡萄牙语 西班牙语
医疗	AMDA 国际医疗情报中心	【东京中心】 03-5285-8088	每周星期一～ 星期五 9: 00～17: 00	西班牙语, 英语, 中国语, 泰国语, 韩国语
			每周 星期一·星期三· 星期五 9: 00～17: 00	葡萄牙语
			每周星期三 13: 00～17: 00	菲律宾语
		【关西中心】 06-4395-0555	每周星期一～ 星期五 9: 00～17: 00	西班牙语 英语
			中文和葡萄牙语, 事前请联络是不是, 请看主页。	
健康咨询	外国人医疗中心 (MICA)	052-588-7040	每月1次免费 健康咨询	西班牙语 葡萄牙语 英语
	在名古屋 巴西領事馆主办 DISQUE-SAUDE	0120-05-0062 052-222-1096	每周星期一～ 星期五 9: 00～13: 00 14: 00～17: 00	葡萄牙语

そうだんないよう 相談内容	きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	そうだんじかん 相談時間	たいおうかのう げんご ★対応可能言語 [H21.4.1現在] げんざい
こころの けんこうそうだん 健康相談	LAL しんりがく (心理学カウンセリング) いでんわ いのちの電話	0120-66-2488 045-336-2488	まいしゅう すいようび 毎週水曜日 10:00～21:00 まいしゅう どようび 毎週土曜日 12:00～21:00	こ ポルトガル語
		0120-66-2477 045-336-2477	まいしゅう すいようび 毎週水曜日 10:00～14:00 19:00～21:00 まいしゅう すい きんようび 毎週水・金曜日 19:00～21:00 まいしゅう どようび 毎週土曜日 12:00～21:00	こ スペイン語
そうだん DV相談	み え けんじょせい そうだんじょ 三重県女性相談所	059-231-5600	まいしゅう 毎週 げつ すい きんようび 月・水・金曜日 9:00～16:00 まいしゅう か もくようび 毎週火・木曜日 9:00～20:00	にほん こ 【日本語のみ】
きょういく 教育	み え けんきょういく いいんかい 三重県教育委員会 こ (ポルトガル語による きょういくそうだん 教育相談)	[津] 059-224-3150	まいしゅう 毎週 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～14:00	こ ポルトガル語
しょうひせいかつ 消費生活	み え けんしょうひ せいかつ 三重県消費生活センター	[津] 059-228-2212	まいしゅう 毎週 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～16:00	にほん こ 【日本語のみ】

咨询内容	机关名	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009. 4.1 现在)
精神健康 咨询	LAL (心理学劝告)  生命的电话	0120-66-2488 045-336-2488	每周星期三 10: 00~21: 00 每周星期六 12: 00~21: 00	葡萄牙语
		0120-66-2477 045-336-2477	每周星期三 10: 00~14: 00 19: 00~21: 00 每周星期四·星期 五 19: 00~21: 00 每周星期六 12: 00~21: 00	西班牙语
D V 咨询	三重县女性相谈所	059-231-5600	每周 星期一·星期三· 星期五 9: 00~16: 00	【只有日本語】
			每周星期二·星期 四 9: 00~20: 00	
教育	三重县教育委员会 (提供葡萄牙语的 教育咨询)	[津] 059-224-3150	每周星期一~ 星期五 9: 00~14: 00	葡萄牙语
消费生活	三重县消费生活中心	[津] 059-228-2212	每周星期一~ 星期五 9: 00~16: 00	【只有日本語】

<small>そうだんないよう</small> <b>相談内容</b>	<small>きかんめい</small> <b>機関名</b>	<small>でんわばんごう</small> <b>電話番号</b>	<small>そうだんじかん</small> <b>相談時間</b>	<small>たいおうかのう げんご</small> <b>★対応可能言語</b> <small>げんざい</small> <b>[H21.4.1現在]</b>
<small>こうつうじこ</small> <b>交通事故</b>	<small>みえ けんこうつうじこ</small> <b>三重県交通事故</b> <small>そうだん まどぐち</small> <b>相談窓口</b>	<b>059-228-7350</b>	<small>まいしゅうげつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b>  <b>9:00～16:00</b> <small>うけつけしゅうりょう</small> <b>(15:30受付終了)</b>  <small>べんごし</small> <b>【弁護士による</b> <small>そうだん ややくせい</small> <b>相談(予約制)】</b> <small>まいつき だいい かようび</small> <b>毎月第2火曜日</b>  <b>13:30～15:30</b>	<small>にほんご</small> <b>【日本語のみ】</b>
<small>はんざい</small> <b>犯罪・</b> <small>けいさつ</small> <b>警察</b>	<small>みえ けん けいさつ</small> <b>三重県警察</b> <small>こくさいじはんそうだん</small> <b>国際事犯相談センター</b>	<small>つ</small> <b>[津]</b> <b>059-223-2030</b> <small>けんよう</small> <b>(ファクシミリ兼用)</b>	<small>まいしゅうげつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b>  <b>9:00～17:00</b>	<small>にほんご</small> <b>【日本語のみ】</b> <small>ただ</small> <b>※但し、</b> <b>ファクリミリに</b> <small>がいこくご げんぶん</small> <b>よる外国語原文</b> <small>ぶんしょ そうだん</small> <b>での文書相談も</b> <small>かのう</small> <b>可能(※)</b>
	<small>はんざい ひがいしゃ</small> <b>みえ犯罪被害者</b> <small>そうごう しえん</small> <b>総合支援センター</b>	<small>つ</small> <b>[津]</b> <b>059-221-7830</b>	<small>まいしゅうげつ きんようび</small> <b>毎週月～金曜日</b>  <b>10:00～16:00</b>	<small>にほんご</small> <b>【日本語のみ】</b>

ぶんしよそうだん たいおう かのう げんご  
**【※】 ファクシミリによる文書相談の対応可能言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、**  
ご  
**タガログ語**

咨询内容	机关名	电话号码	咨询时间	★能对应的语言 (2009. 4.1 现在)
交通事故	三重县交通事故咨询窗口	059-228-7350	每周星期一～ 星期五 9: 00～16: 00 (15: 30受理结束) 律师咨询 (需要提前预约) 每月第二个星期二 13: 30～15: 30	【仅能日语对应】
犯罪· 警察	三重县警察 国际事犯罪咨询中心	[津] 059-223-2030 (传真兼用)	每周星期一～ 星期五 9: 00～17: 00	【只有日本語】  ※但是传真来的 外国语原文的书 面咨询也可以 (※)
	三重犯罪受害者 综合支援中心	[津] 059-221-7830	每周星期一～ 星期五 10: 00～16: 00	【只有日本語】

【※】传真来的书面咨询的能对应的语言：葡萄牙语，西班牙语，英语，中国語，菲律宾语

# 备 忘 录



为外国人编写的

## 劳动规则手册

2010年1月发行

发行 三重县生活・文化部 勤劳・雇用支援室

〒514 - 8570

三重县津市广明町13番地

TEL 059-224-2454

FAX 059-224-2455